

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）（先

議）要旨

本法律案は、化学物質による環境汚染をより適切に防止するため、新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、製造及び輸入に係る総量による規制を環境に対する影響を勘案して算出する総量によるものに改めるとともに、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質に係る管理の強化を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制の見直し

一の新規化学物質に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量に基づき環境に影響を及ぼすものとして省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量を合計した数量が政令で定める数量を超えることとなる場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は確認をしてはならない。

二 特定一般化学物質等に係る管理の強化

1 一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものとして、継続的に摂取される場合には人

の健康を著しく損なうおそれがあるもの等を「特定一般化学物質」とする。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、新規化学物質の製造又は輸入開始前の届出について、その新規化学物質の毒性が、特定一般化学物質の毒性に該当するもの（以下「特定新規化学物質」という。）であると判定したときは、その結果をその届出をした者に通知するとともに、これを公示しなければならない。

3 特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者は、特定一般化学物質又は特定新規化学物質を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その相手方に対し、その譲渡し、又は提供するものが特定一般化学物質又は特定新規化学物質である旨の情報等を提供するように努めなければならない。

4 主務大臣は、特定一般化学物質又は特定新規化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があるとき、特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者に対し、その取扱の方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

三 一の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から、二の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。